

横手市ネーミングライツ・パートナー募集要項

【提案募集型】

1. 趣旨

本要項は、「横手市ネーミングライツ導入に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、横手市ネーミングライツ・パートナーの募集（提案募集型）について必要な事項を定めるものです。

2. 対象施設

横手市が所有する施設及びそれらの一部を対象とします。ただし、次の事項に該当する施設等は対象としません。

- ① 施設等の名称の設定に特段の経緯がある施設（人名が明示されている施設等）
- ② 施設等の性格上、愛称を付することが適当でない施設（市役所庁舎、学校等）

3. 愛称の基本条件

- (1) 市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称であること。
- (2) 横手市広告掲載要綱第3条の基準を満たすものであること。
- (3) 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできないこと。
- (4) その他

・市民や施設等利用者の混乱を避けるため、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。また、提案いただいた愛称の表記等については提案の意図を損なわない範囲内で協議させていただく場合があります。

4. 愛称の使用期間（契約期間）

原則3年以上とし、使用期間の最終日は最終年度末とします。

なお、指定管理者制度導入施設においては、指定管理期間の終期と合わせることを考慮するものとします。

5. 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次表のとおりとします。

ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区 分	横手市	ネーミングライツ パートナー
対象施設の敷地内の看板等の表示変更		○
対象施設の敷地外の看板等の表示変更 (道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の 印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について変更し、新規看板の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※市で発行している印刷物については、残部数や改定時期を考慮し、ネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、変更時期を決定するものとします。

6. 応募資格

次の要件の全てを満たす法人格を有する団体が応募できるものとします。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと。
- ② 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ③ 公租公課を滞納していないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ⑤ 横手市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けていないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 政治団体又は宗教団体でないこと。
- ⑧ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団（横手市暴力団排除条例（平成24年横手市条例第2号。以下、「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している団体と密接な関係がないこと。

- ⑨ 指定管理者制度を導入している施設にあつては、現在の指定管理者の事業目的と競合しないこと（現在の指定管理者及びその関連企業は除く）。

7. 申し込み方法

(1) 申込書類

提案募集型は、企業等から愛称を付けたい施設の提案を受けるものです。
様式3「提案募集型」ネーミングライツ導入協議申込書」に必要事項を記入の上お申し込みください。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法

申込書類は、郵送・直接持参・電子申請のいずれかの方法で横手市財産経営課財産活用係へご提出ください。なお、直接持参の場合の受付は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとなります。

(4) 留意事項

- ① 申込みに際しては、基本方針を必ずご確認ください。
- ② 申込みに要する経費は全て応募者負担とします。
- ③ 申込書類等はネーミングライツ審査委員会へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。
- ④ 申込書類等は返却しません。また、横手市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

8. 募集期間

随時、受付します。

9. 質問事項の受付と回答

募集要項等の質問事項については、以下のとおり受付・回答を行います。

(1) 質問方法

様式2「ネーミングライツに関する質問票」に必要事項を記入の上、電子メールを送信または電子申請してください（随時、受付します）。
電話などによる個別の質問にはお答えできません。

(2) 提出先

横手市財務部財産経営課（財産活用係）

メールアドレス kanzai@city.yokote.lg.jp

(3) 回答方法と時期

質問の内容及び回答については、質問を受理した日からおおむね2週間後より市ホームページにて公表します。（質問した企業名・団体名は公表いたしません。）

10. 提案受付後の取り扱い

提案があった施設等へのネーミングライツ導入の可否を協議し、導入を決定した場合には、募集要項を作成し公募します。公募後の手続きは、特定募集型と同様です。

11. お申し込み・お問い合わせ先

〒013-8601

横手市中央町8番2号（横手市役所本庁舎2階）

横手市財務部財産経営課（財産活用係）

電話：0182-35-2168（直通）

FAX：0182-32-4655

メールアドレス：kanzai@city.yokote.lg.jp

「提案募集型」ネーミングライツ導入協議申込書

令和 年 月 日

横手市長 様

所 在 地 _____

法人又は団体名 _____

代 表 者 名 _____

横手市ネーミングライツ導入に係る基本方針の内容に同意のうえ、下記の施設についてネーミングライツの導入を提案したいので、事前協議を申し込みます。

記

提 案 内 容	導 入 希 望 施 設 名 称 (必須項目)	
	提 案 理 由 目 的 等 (必須項目)	
	施 設 の 愛 称	
	ネーミング ラ イ ツ 料	1年当たり _____ 万円 (消費税及び地方消費税を含む) ※1万円単位 (千円以下は記載しないこと。)
	契 約 期 間	____ 年間 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
	そ の 他	

※必須項目以外はご提案がある場合にご記入ください。